

障害者自立支援法等の改正について

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部

障害保健福祉課

<目次>

○障害者保健福祉の動向	1
○障害者自立支援法の目的	12
○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて 障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者 等の地域生活を支援するための関係法律の整備に關す る法律の概要	17
・障がい者の範囲の見直し	18
・地域における自立した生活のための支援の充実	20
・利用者負担の見直し	24
・相談支援の充実	28
・事業者の業務管理体制の整備等	36
・障害児支援の強化	38
○障害者虐待防止等について	48

障害者保健福祉の動向

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）を制定することとされている。
 ※「障害者総合福祉法（仮称）」は遅くとも平成25年8月までに実施。
- この「障害者総合福祉法（仮称）」の検討のために、平成22年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始されているところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討が進められている。
 - ・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
 - ・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
 - ・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。
 ⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向（第1次意見）」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。
- また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところ。

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方
 ●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」（平成22年6月7日）を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。 → 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

		工程表				
		平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等		障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な関係法律の一括整備法案も検討)	8月までの施行
基礎的な課題における改革の方向性		※主な事項について記載				
(1)地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築 ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開 ・虐待のない社会づくり						
(2)障害のとらえ方と障害定義の明確化 障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化						
横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方						
(1)障害者基本法の改正と改革の推進体制 ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加 ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置 ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担いかわゆるモニタリング機関の法的位置付け等 →第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す						
(2)障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等 ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築 →第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討						
(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定 ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築 →第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す						
(1)労働及び雇用	・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)					
(2)教育	・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)					
(3)所得保障	・障害者の所得保障の在り方を公的年金の根本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)					
(4)医療	・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)					
(5)障害児支援	・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)					
(6)虐待防止	・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討					
(7)建物利用・交通アクセス	・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)					
(8)情報アクセス・コミュニケーション環境	・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内)					
(9)政治参加	・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・投票所のバリア除去等					
(10)司法手続	・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)					
(11)国際協力	・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献					

※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の内容

<目的>

障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

<構成>

- ・ 基礎的な課題における改革の方向性
- ・ 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方
- ・ 個別分野における基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

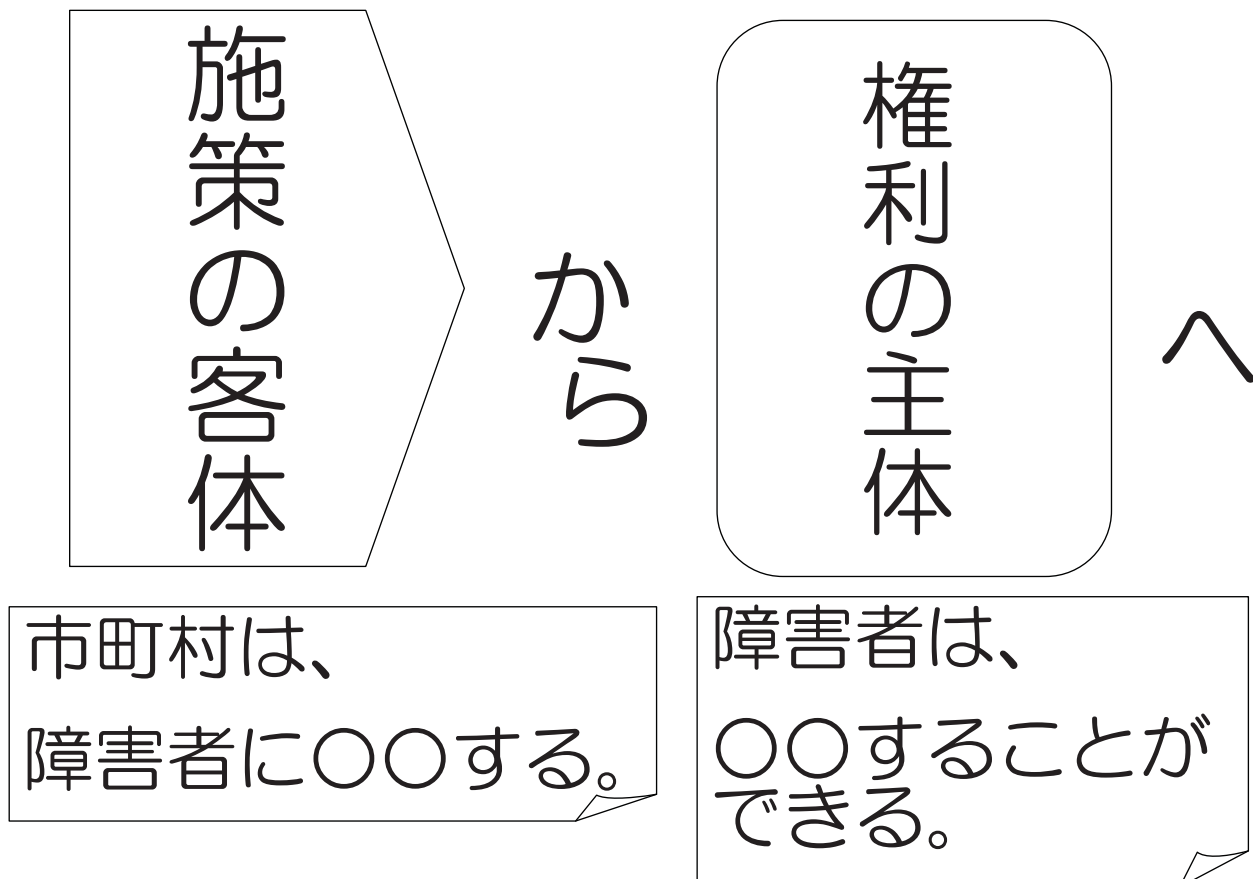
- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

○基礎的な課題

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

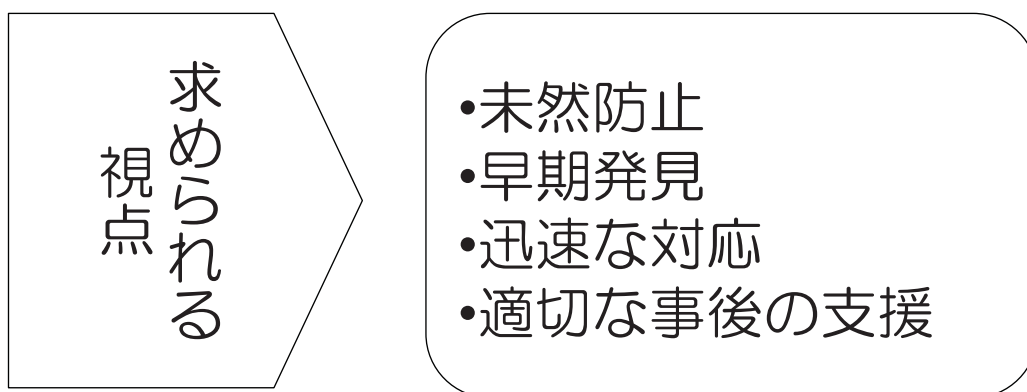
- ① 障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開

※インクルーシブ＝すべてを含んだ……



②虐待のない社会づくり

障害者に対する虐待の防止、虐待を受けた障害者に対する救済等を目的とする法制度の構築（虐待防止法の制定）



※児童虐待、高齢者虐待、DV関係機関との連携

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

①	障害のとらえ方
②	障害の定義
③	差別の定義
④	言語・コミュニケーションの保障
⑤	障害の表記（障がい・障碍）
⑥	実態調査 障害者等の実態把握



① 障害のとらえ方

医学モデル

障害とは、個人の病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるもの
障害への対処は、治癒あるいは障害者個人の適応と行動変容

社会モデル

障害とは、個人に帰属するものではなく社会環境によって作られたもの
障害への対処は、社会のあり方を変えていくこと

医学モデル	社会モデル
<p>「肢体不自由 下肢1級（両下肢の機能全廃）」という障害がある。</p>  An illustration of a person with a beard and brown hair, wearing a green sweater and blue pants, sitting in a wheelchair. The background is a blue circle with white dots.	<p>「歩行ができないことにより、自由な外出ができない」という障害がある。</p>  An illustration of a person with a beard and brown hair, wearing a blue shirt and blue pants, sitting in a wheelchair. The background shows a cityscape with buildings and a green hill.

② 障害の定義

※障害者自立支援法における障害者・児

障害者	障害児
<p>※身体障害者福祉法第4条に規定する<u>身体障害者</u></p> <p>※知的障害者福祉法にいう<u>知的障害者のうち18歳以上である者</u></p> <p>※精神保健福祉法第5条に規定する<u>精神障害者のうち18歳以上である者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)</u></p>	<p>※児童福祉法第4条第2項に規定する<u>障害児</u></p> <p>※精神保健福祉法第5条に規定する<u>精神障害者(発達障害者を含み、知的障害者を除く。)</u> <u>のうち18歳未満である者</u></p>

○各法における障害の定義と手帳制度

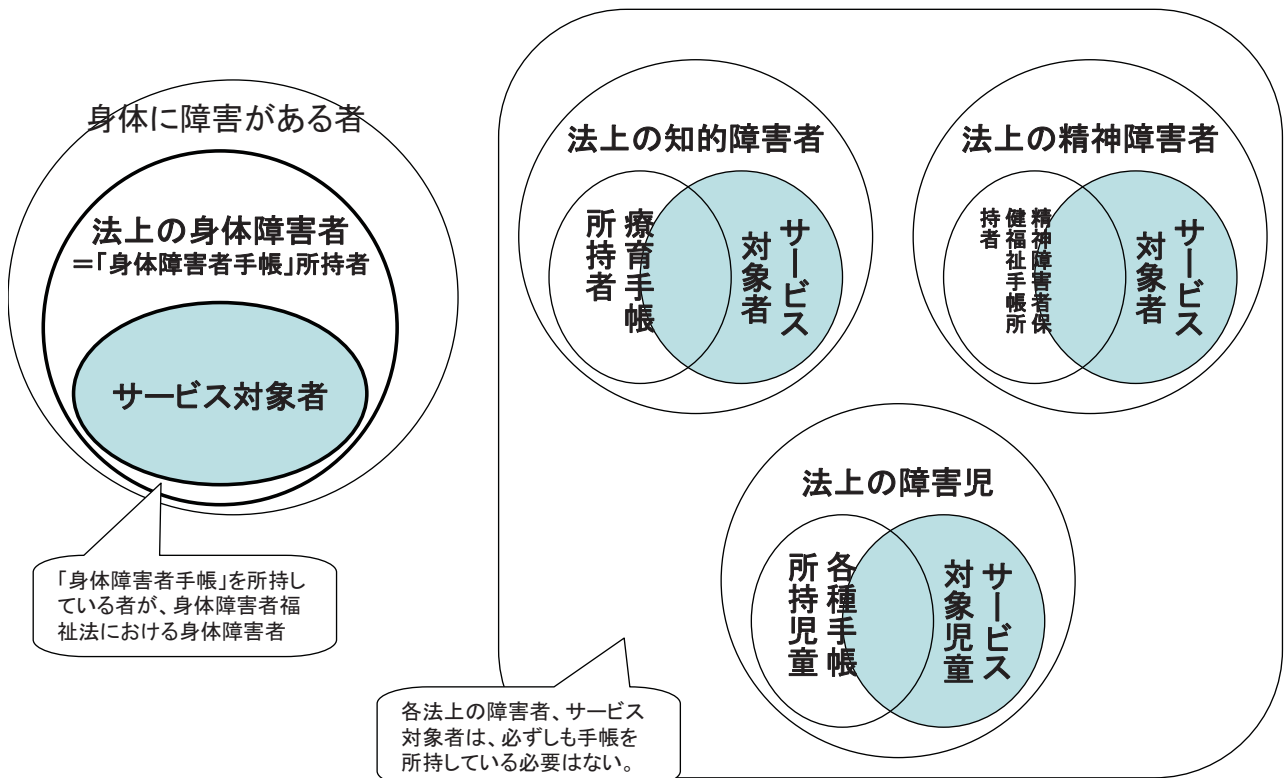
	身体障害者 (身体障害者福祉法)	知的障害者 (知的障害者福祉法)	精神障害者 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	障害児 (児童福祉法)
障害者の定義	<p>※法第4条</p> <p>この法律において「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から<u>身体障害者手帳の交付を受けたもの</u>をいう。</p>	<p>※法律上の定義なし</p> <p>○社会通念上、知的障害と考えられる者とされている。 ・療育手帳は不要</p>	<p>※法第5条</p> <p>この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。 (※発達障害を含む。) ・精神手帳は不要</p>	<p>※法第4条第2項</p> <p>この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。 (※児童とは、満18歳に満たない者をいう。) ・身体、療育手帳は不要</p>
手帳制度	<p>・身体障害者手帳 ※法第15条</p> <p>身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。</p>	<p>・療育手帳 ※法律には規定なし</p> <p>※沖縄県療育手帳制度規程 第2条</p> <p>知事は、県内に住所又は居所を有する者で、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して手帳を交付する。</p>	<p>・精神障害者保健福祉手帳 ※法第45条</p> <p>精神障害者(知的障害者を除く。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないとき、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。</p> <p>○18歳未満の児童も交付の対象となる。 ○「知的障害」のみの場合は精神手帳交付の対象とならない。</p>	<p>・身体障害者手帳、療育手帳 ※法律には規定なし</p> <p>○身体に障害のある児童は、身体障害者福祉法第15条に基づき<u>身体障害者手帳</u>の交付を受けることができる。 ○児童相談所において知的障害と判定された児童は沖縄県療育手帳制度規定第2条に基づき<u>療育手帳</u>の交付を受けることができる。</p>

○各法の対象範囲

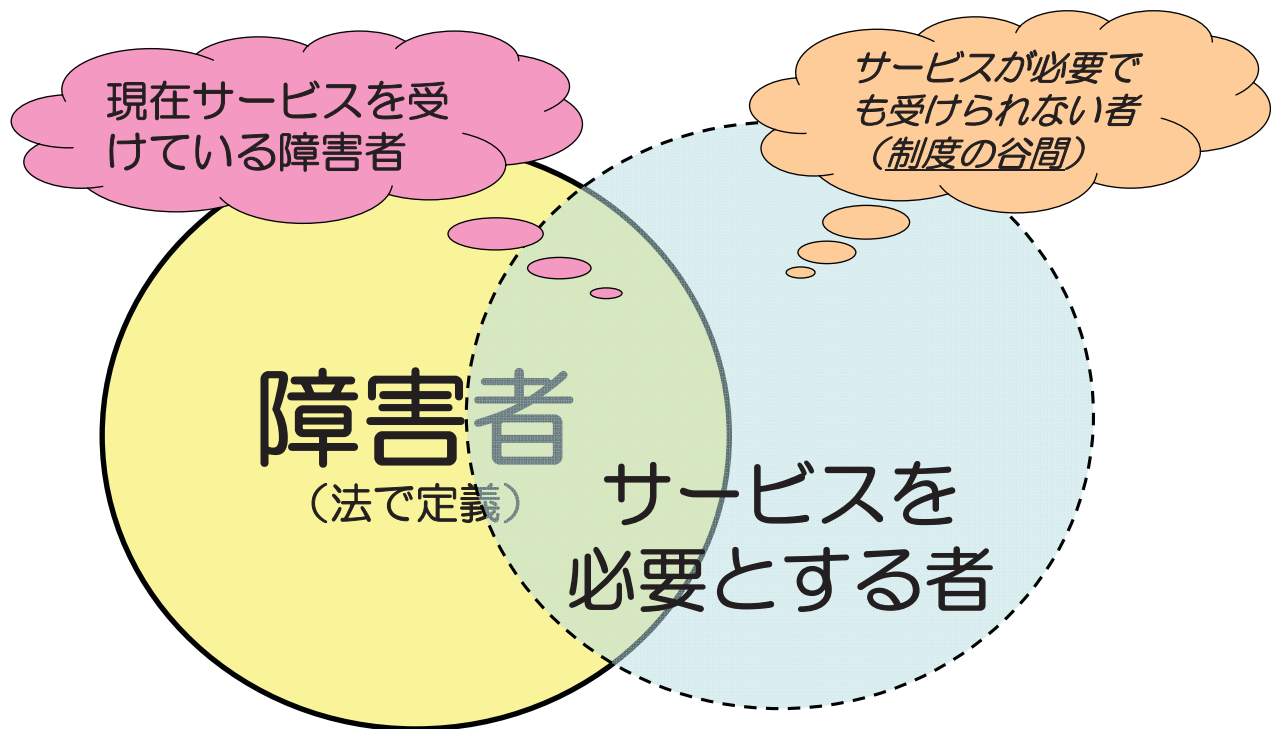
	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	児童福祉法	精神保健福祉法
十八歳未満	<p>×</p> <p>※身体障害者手帳の交付については適用(第15条) ※児童福祉法第63条の4の規定に係る児童は、一部の規定を適用(第50条)</p>	<p>×</p> <p>※児童福祉法第63条の5の規定に係る児童は、一部の規定を適用(附則第3項)</p>	<p>○</p> <p>※身体障害・知的障害のみ</p>	<p>○</p> <p>※発達障害のある児童を含む。</p>
十八歳以上	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>×</p> <p>※特定の施設への入所措置等の規定は適用(附則第63条の2)</p>	<p>○</p> <p>※発達障害者を含む。</p>

■ 障害者自立支援法の対象となる障害者・児

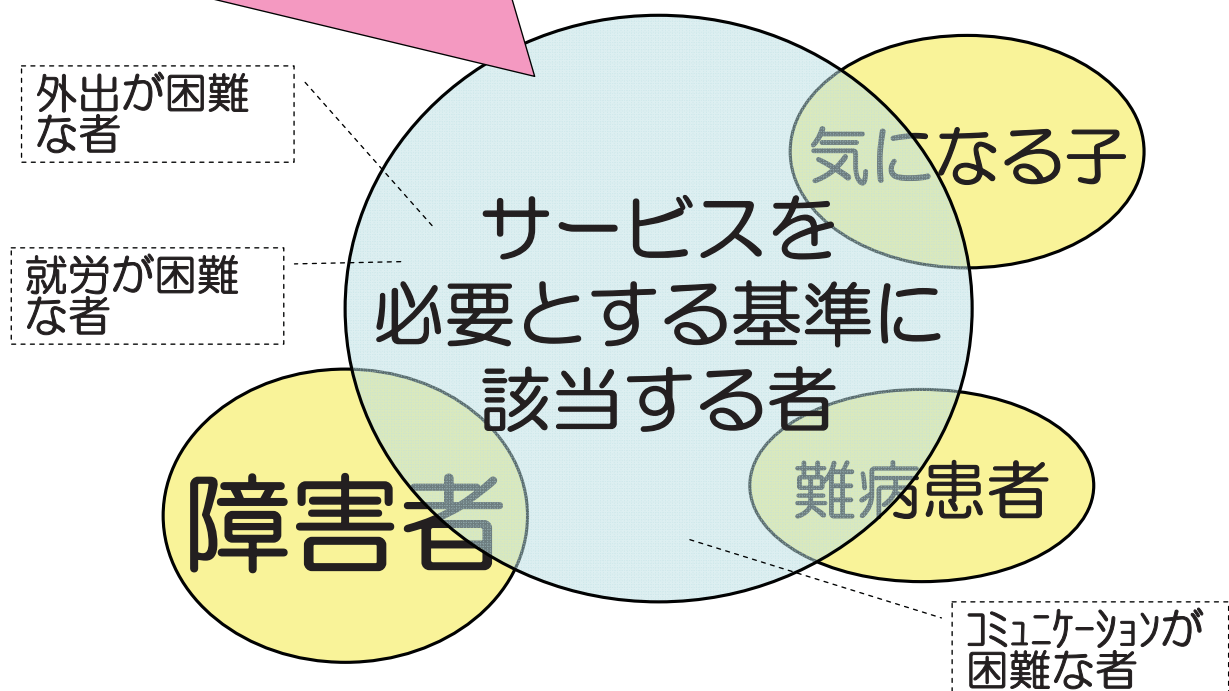
○「各法における障害者」、「障害者自立支援法のサービス対象者」、「各種手帳の所持者」の関係



現在は、制度の谷間が存在する。



「障害者」の範囲を定義するのではなく、「サービスが必要な者」を定義すれば、必要な者がサービスを受けられるようになるのではないか。



総合福祉部会が提示している 「障害者の定義」（案）

身体的または精神的な機能障害（慢性疾患に伴う機能障害を含む）を有する者と、これらの者に対する環境に起因する障壁との間の相互作用により、日常生活又は社会生活に制限を受ける者

定義（案）に対する厚労省の見解

- 障害者の定義については、法律に基づく給付の対象となる人が地域や認定機関によって大きく異なることにならないよう、対象となる人を全国一律に透明で公平な手続きにより判断できる基準や仕組みが必要であると考える。
- 例えば、医学的な疾患概念が確立していない者等（例えば、引きこもり等）を対象とするのか、するのであればどのような状況の方であれば対象にするのかといったことを明確にしていく必要があると考えられる。

③ 差別の定義

・法律における差別の定義の明確化（差別禁止法）

・不利益取り扱い

障害があることを理由として不利益な取り扱いをすること

（事例）障害を理由として、本人の意に反して、入所施設での生活を強いること。

・合理的な配慮の欠如

障害のある者が障害のない者と実質的に同じような日常生活や社会生活を営むために必要な合理的な配慮に基づく措置を行わないこと

（事例）聴覚障害者が議会の傍聴ができるよう、議会に手話通訳を配置していない。

○横断的な課題

(1) 「障害者基本法」の改正と改革の推進体制

・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定

・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

(3) 「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

○個別分野の検討

- ①労働及び雇用
- ②教育
- ③所得保障
- ④医療
- ⑤障害児支援
- ⑥虐待防止
- ⑦建物利用・交通アクセス
- ⑧情報アクセス・コミュニケーション支援
- ⑨政治参加
- ⑩司法手続き
- ⑪国際協力

○障害者自立支援法の目的

第1条 この法律は、障害者基本法の基本理念にのっとり、~~身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法~~その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、~~必要な障害者福祉サービスに係る給付~~その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害者自立支援法に基づく新体系サービスが目指すもの

3障害一元化

身体、知的、精神障害者たてわりのサービス
(精神障害者は支援費制度の対象外)

- **3障害の制度格差を解消**し、障害の種別を問わず利用可能
- **重複障害者**なども総合的かつ効率的なサービスを受けられる

昼夜分離

24時間同一施設で生活

日中活動と居住に係るサービスの分離により、複数のサービスと組み合わせが可能
「障害者の選択に基づく多様なライフスタイル」へ

地域移行

施設中心の処遇により、障害者が地域で自立するためのサービスが不十分

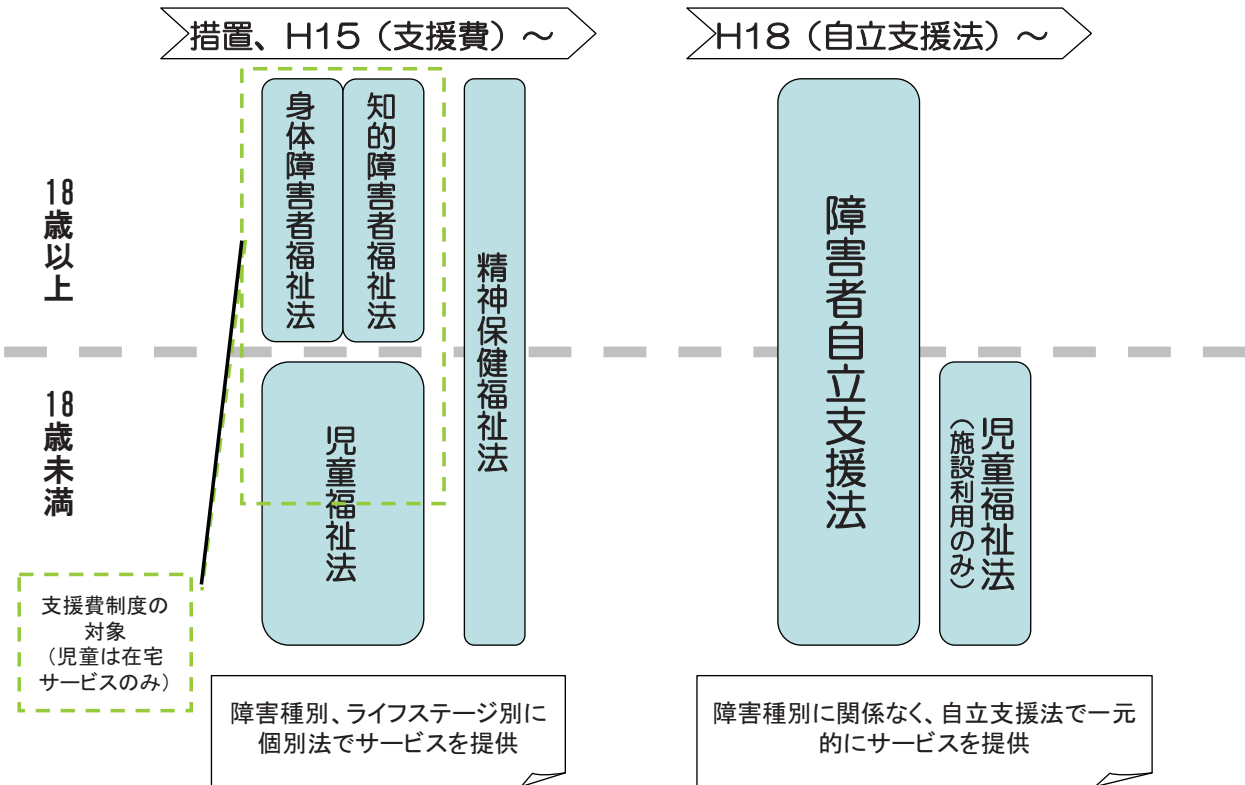
地域生活支援や就労支援といった**地域で生活していくために必要なサービス**を創設

サービス名称

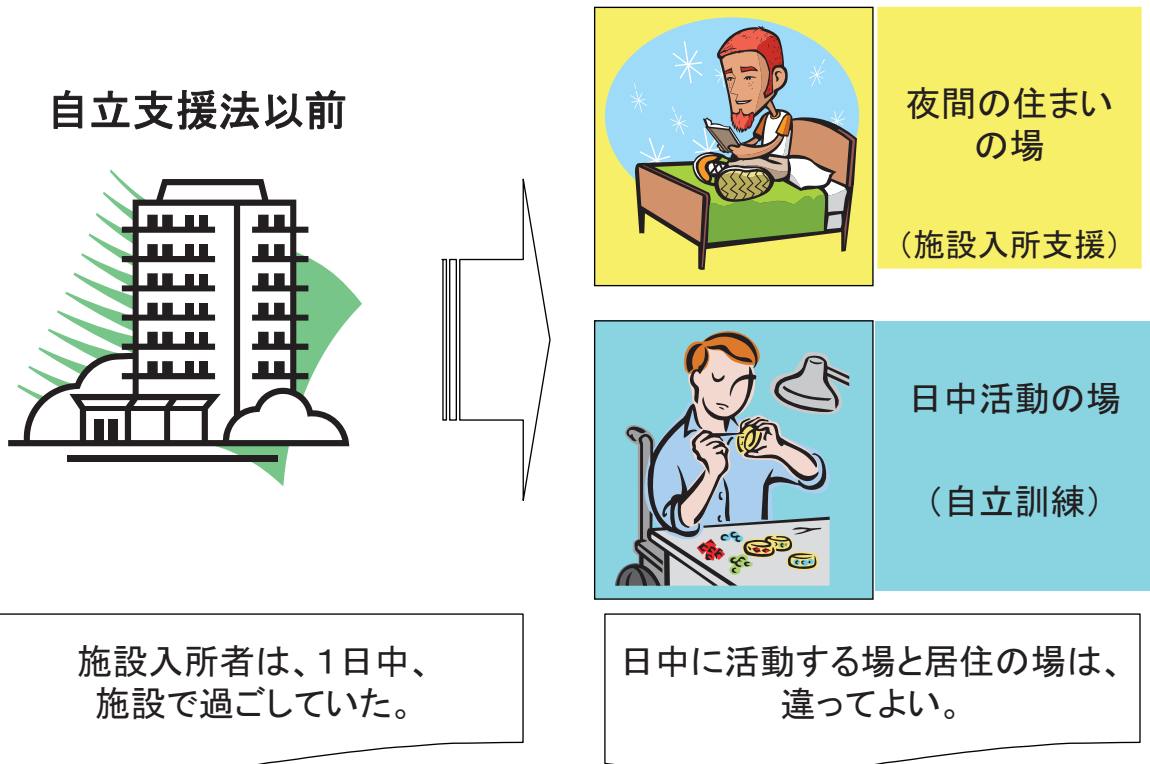
「更生」、「授産」などの国民にわかりにくいサービス名称

「介護」、「訓練」、「就労支援」といった**国民にわかりやすいサービス名称**に変更

○ 3障害の一元化



○ サービスの昼夜分離



利用者本位のサービス体系へ再編

※ 旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。

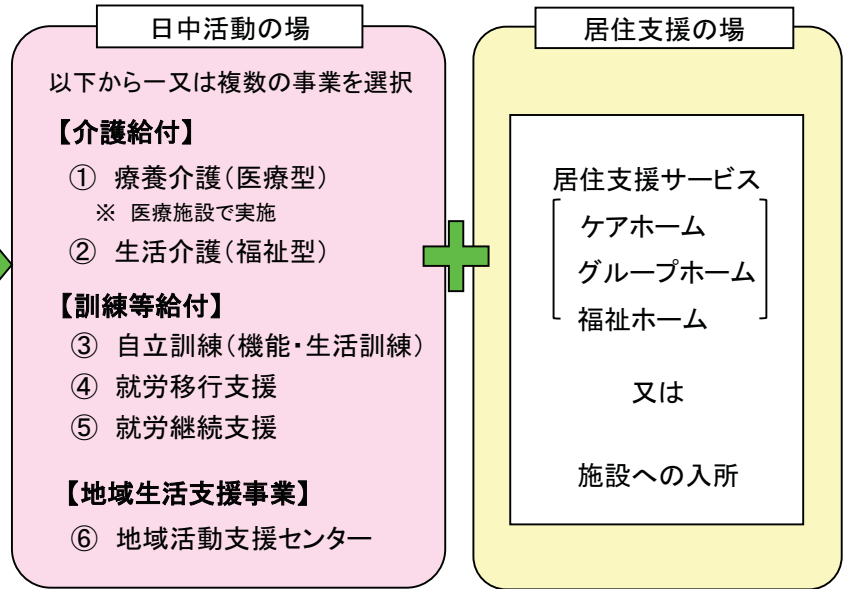
<再編前:旧体系>

- 重症心身障害児施設
(年齢超過児)
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設(身体・知的)
- 授産施設(身体・知的・精神)
- 小規模通所授産施設(身体・知的・精神)
- 福祉工場(身体・知的・精神)
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)
- 障害者デイサービス

新体系へ移行

- ①②③
3昼夜分離
障害一元化
地域移行等の促進

<再編後:新体系>



49

○利用者負担は応益負担

利用者負担	原則、費用の1割を負担(低所得者層は無料)
配慮措置	利用者負担の上限額を設定
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免あり ・ 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給 ・ 食費等実費負担について、減免措置 ・ 生活保護への移行防止策 ・・・等々 <p style="text-align: right;">※実質的には、応能負担</p>

残り9割を
国、都道府
県、市町村
で負担

○自立支援法以後

- サービス体系の変化により、1つの事業所だけで、利用者のニーズを満たし、支援を完結させることは実質的に不可能となった。
- そのため、市町村、専門機関、事業所間のネットワークを構築して支援を行う必要がある。
- また、相談支援体制の充実、地域自立支援協議会の積極的な活用が重要

・「機関完結型」の支援から「地域完結型」の支援へ

・「1つの事業所で10人を支援」するのではなく、「地域で1,000人を支援」するという発想

○留意点

現時点では、あくまで改革の方向性を踏まえた検討が行われている段階であり、具体的な結論は、まだ出ていない。

工程表からわかるのは、「障害者自立支援法」は、平成25年中途まで継続するということ。

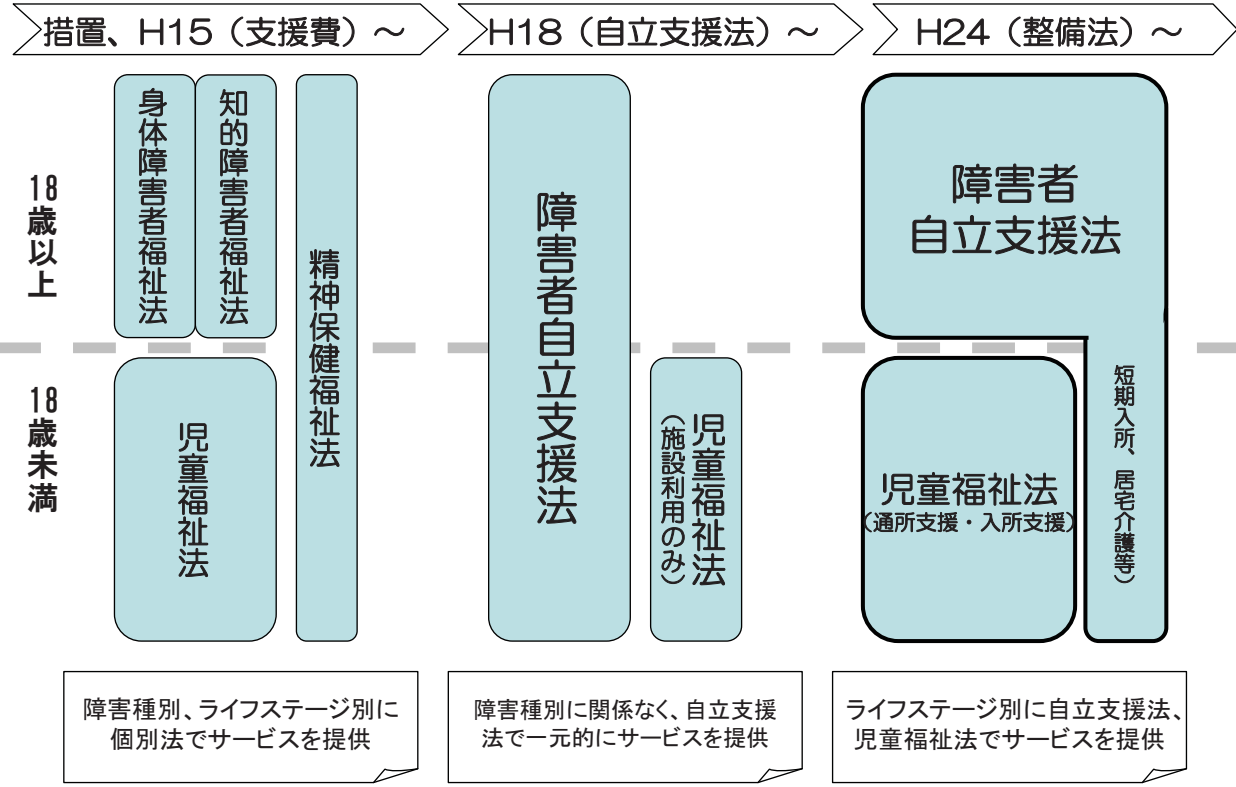
その間、我々は、障害者自立支援法に基づいて、業務を実施しなければならない。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行	<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担について、応能負担を原則に 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
④ 相談支援の充実	原則として平成24年4月1日施行（予定）	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制の強化〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勧奨）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 在園期間の延長措置の見直し〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行	<ul style="list-style-type: none"> グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化） <p>（その他）(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討</p>

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

○障害児者福祉制度変遷のイメージ



③ 障害者の範囲の見直し

障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

- ※ 発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。
- ※ あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

○ 障害者の範囲について

◆ 障害者自立支援法との関係について

発達障害は従来より障害者自立支援法の対象として取り扱われてきたところであるが、今般「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)」により、障害者自立支援法第4条第1項において、発達障害は精神障害に含まれるものとして法律上に明記されたところであり、各種サービスの対象となるので、改めて管内市区町村及び関係機関等へ周知願いたい。

【 発達障害の定義 】

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群等)、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害(発達障害者支援法第2条)

※ ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)におけるF80-98に含まれる障害
(平成17年4月1日付文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知)

(参考) ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)

第5章 精神及び行動の障害 (F00-F99)

	<法律>	<手帳>	
F00-F69 統合失調症や気分(感情)障害など	精神保健福祉法	精神保健福祉手帳	
F70-F79 知的障害<精神遅滞>		知的障害者福祉手帳	
F80-F89 心理的発達の障害 (自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害など)		発達障害者支援法	精神保健福祉手帳
F90-F98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 (注意欠陥多動性障害、トゥレット症候群など)			

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 **(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、**知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

- (1) 相談支援事業
- (2) 日中活動系サービス
 - ① 就労移行支援
 - ② 就労継続支援
 - ③ 自立訓練(生活訓練)
 - ④ 児童デイサービス
- (3) 訪問系サービス
 - ① 行動援護
 - ② 短期入所(ショートステイ)
- (4) 居住系サービス
 - 共同生活援助(グループホーム)
- (5) 地域生活支援事業
 - ① 移動支援

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)
平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成23年10月
1日(予定))から施行

グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

5 施行期日

平成23年10月1日

○グループホーム・ケアホームの利用の際の助成について

この助成（特定障害者特別給付費（いわゆる補足給付））に係る事務取扱等の詳細については本年4月に案が示される予定であるが、支給対象者、対象経費、支給額等の基本的枠組みについては、以下のとおりとなる予定であるので、市町村においては必要な準備をよろしく願います。

【支給対象者】 共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）に係る支給決定を受けている障害者（当該障害者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課されている場合を除く。）

【対象経費】 支給対象者が入居している共同生活住居における家賃

【支給額（月額）】

1万円（支給対象者が入居している共同生活住居における家賃の月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額）

※月の途中で入居又は退去をした場合は、当該月の家賃として実際に支払った額に基づき支給額を算定 → 当該支払った額が1万円以上の場合は1万円、1万円未満の場合は当該支払った額を支給

【支給方法】 事業者による代理受領が可能

※ この場合、事業者に対する特定障害者特別給付費の支払は、介護給付費等に係る代理受領の場合と同様、翌々月となる。

【県内のグループホーム・ケアホームの家賃について】

※県内のグループホーム・ケアホームに係る家賃については、後日、県から各市町村に情報を提供する予定である。（ほとんどの事業所の家賃は1万円以上である。）

【グループホーム・ケアホームの家賃の改定について】

※グループホーム・ケアホームに係る家賃を改定する際は、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第143条第5項等に基づき、事業者は利用者に対して説明を行い、その同意を得ることが必要とされている。

また、県においては、事業者から障害者自立支援法第46条第1項に基づく家賃の改定に係る届出等があった場合には、家賃を改定する理由、利用者に対する説明が適切になされているか、その同意を適正に取っているかということの確認等を行い、不適正な家賃の改定がなされないよう必要な対応をとることとされている。

○ スケジュール 平成23年10月施行分(GH・CH利用助成)

	平成23年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
グループホーム・ケアホームの利用の際の助成	○主管課長会議		○利用者負担認定の手引き改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示 ○請求明細書等の様式案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付 ○事務処理要領改訂版の送付				(市町村)申請勧奨 → 支給決定	(施行)

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者(児)の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付の対象とするもの。

※ 対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準の内容、国庫負担基準等については、今後検討を行う。

2 負担率

1/2（負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

3 施行期日

平成23年10月1日

○重度視覚障害者（児）に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設） について

重度視覚障害者（児）の移動支援については、今般成立した整備法において、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行う同行援護が障害福祉サービスに位置付けられ、自立支援給付の対象とされたところである。

同行援護の対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準、国庫負担基準等については、現在検討中であり、本年4月に案が示される予定である。

○ スケジュール 平成23年10月施行分(同行援護)

	平成23年										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
同行援護の創設	○主管課長会議		○サービス内容、支給対象者、支給要件等の案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示 ○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示 ○請求明細書の様式案の提示 ○同行援護事業者の指定基準、従事者要件等の案の提示 ○同行援護従事者養成研修カリキュラム案の提示	○システムインタフェース仕様書案公開	○政省令・告示案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付					(施行)
						(市町村) 申請受付開始 → 認定調査 → 支給決定 (申請勧奨)	(都道府県) 事業者指定申請受付開始 → 事業者指定	(都道府県) 同行援護従事者養成研修の実施			

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

(施行期日)
平成24年4月1日までの政令で
定める日(平成24年4月1日
(予定))から施行

② 利用者負担の見直し

利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ 法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

※ 例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

※ 利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ 高額障害福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減。

利用者負担の規定の見直し(平成24年4月1日施行予定)

○ 今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。

○ これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

(改正前) 障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90



〔ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。〕

(改正後) 障害福祉サービスに要する費用の額

— 家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額

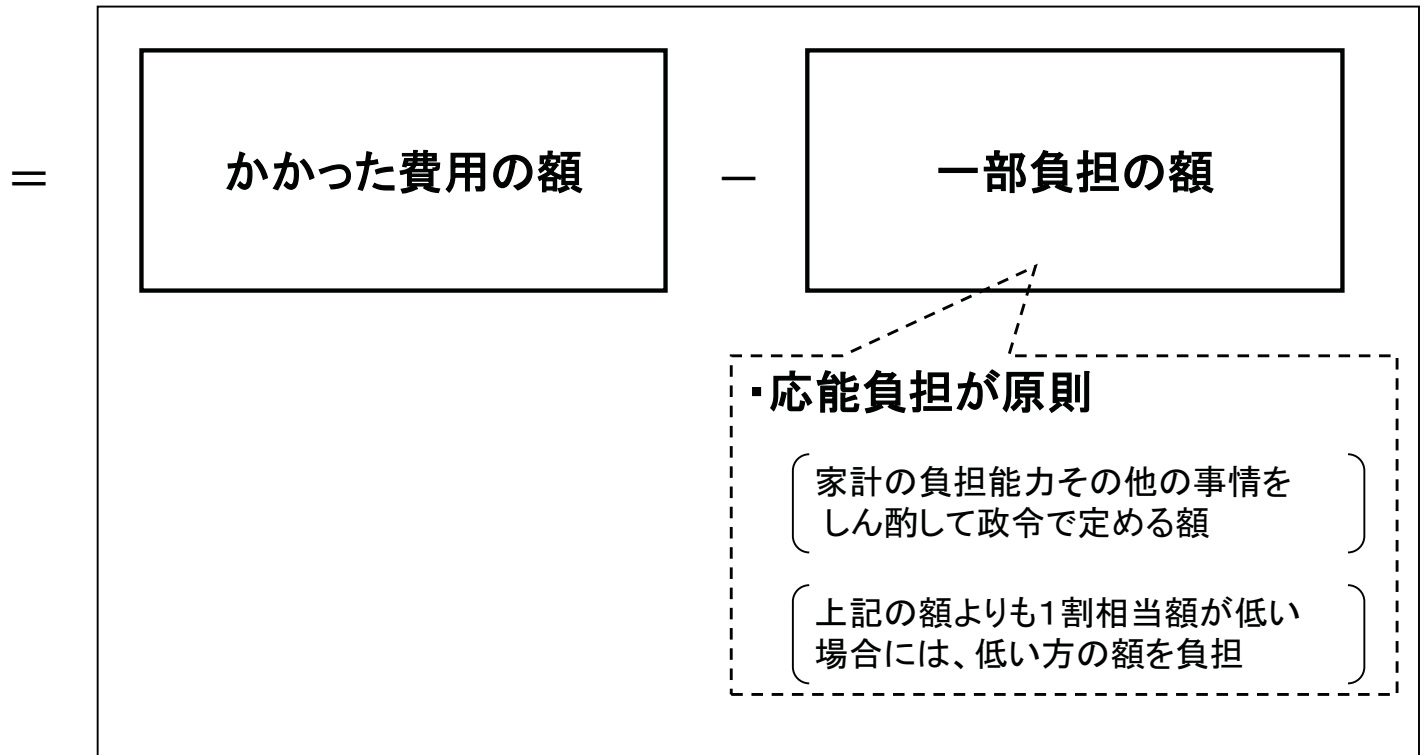
〔ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額〕

※ 自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

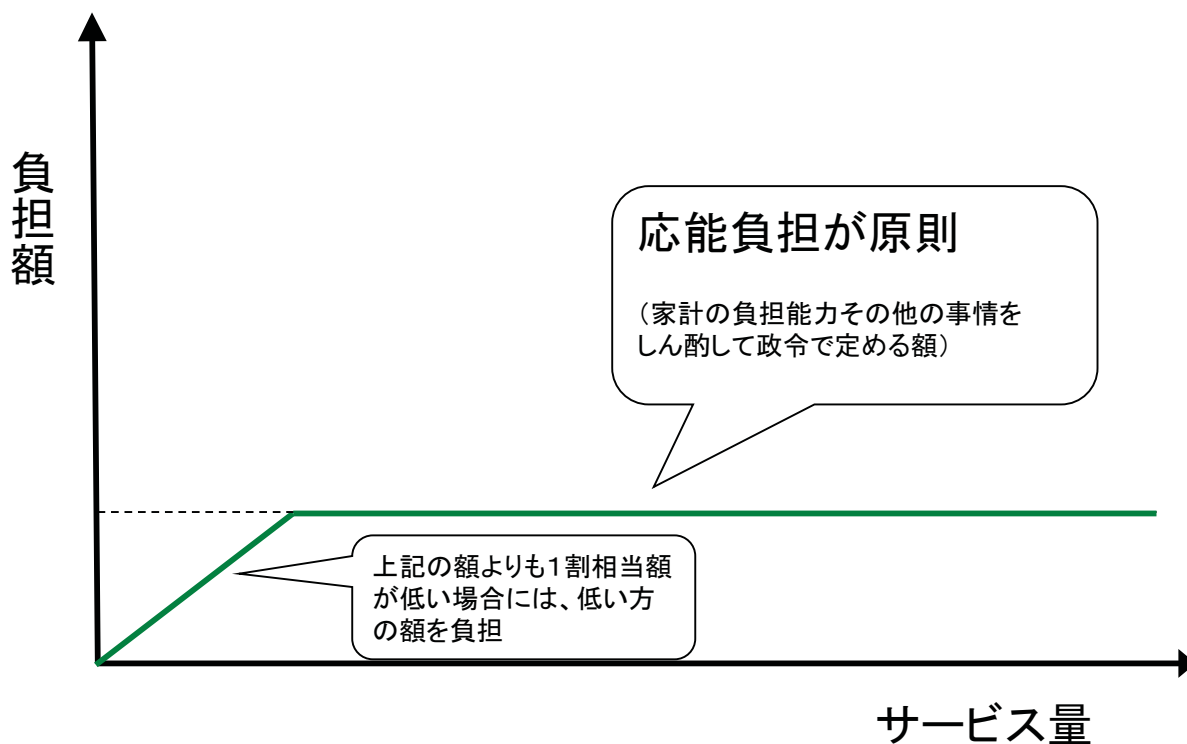
○ 「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」(負担上限月額)、その判定基準(階層区分、世帯の範囲等)などについては、予算編成等を踏まえながら順次連絡。

利用者負担に係る規定の見直しについて

○市町村が障害者に対して支給する給付費の月額



利用者負担の規定の見直し



利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

- 今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。
 - 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。
 - ① 障害福祉サービスに係る利用者負担
 - ② 補装具に係る利用者負担
 - ③ 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担
 - ④ 障害児通所支援に係る利用者負担
 - ⑤ 障害児入所支援に係る利用者負担
 - 詳細は、予算編成等を踏まえながら順次連絡するが、基本的な考え方は以下のとおり。
 - ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
 - ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。
- ※ 高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給

高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

○ 現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

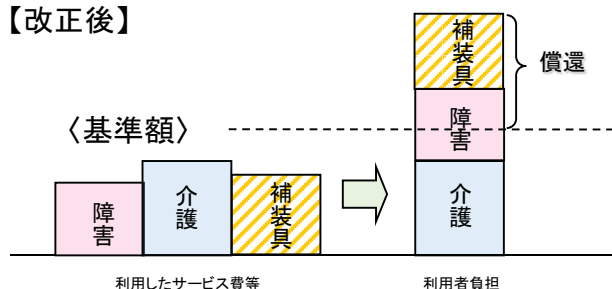
- ① 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- ② 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- ③ 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

新たに補装具費も合算対象となる費用とする(※)

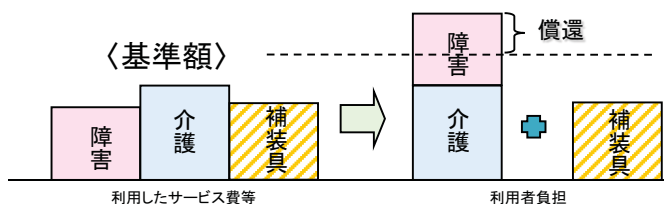
※補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外（現行どおり）。

＜例：同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合＞

【改正後】



【現行】



○ スケジュール 平成24年4月施行分(利用者負担の見直し)

	平成23年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	利用者負担の見直し	○主管課 長会議				○利用者負担見直し後の仕組みに係る基本的枠組み案の提示 ○高額障害福祉サービス等給付費等の支給対象者、支給方法(計算方法・償還方法)等の基本的枠組み案の提示		○システムインターフェース仕様書案公開
平成23年				平成24年				
10月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	
		○負担上限月額及び高額障害福祉サービス等給付費算定基準額等の案の提示		○利用者負担認定の手引き改訂案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令の公布 ○利用者負担認定の手引き改訂版の送付 (市町村) 負担上限月額再認定 → 受給者証交付	(施行)	

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

④ 相談支援の充実

(施行期日)
原則として平成24年4月1
日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取り組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため**中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。**

→ **自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。**

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(**地域移行支援・地域定着支援の個別給付化**)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前に**サービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。**

→ サービス等利用計画作成の対象者を**大幅に拡大。**

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

<相談支援の充実について>

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘がある。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっている。

さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられる。

このため、障害者自立支援法等の改正により、以下のとおり、相談支援の充実等(原則として平成24年4月1日施行予定)を図ることとされた。

基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
- 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者 (一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

- 身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

- 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。
- 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

○基幹相談支援センターの設置（平成24年4月1日施行）

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市町村又は当該業務の実施の委託を受けた者が設置することができる（市町村が行う地域生活支援事業として位置付け）こととされている。

基幹相談支援センターは、障害者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことを想定しているが、具体的な役割等については、後日示される予定である。

・新障害者自立支援法 第77条の2

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、前条第1項第1号及び第1号の2に掲げる事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に規定する業務を総合的に行うことを目的とする施設とする。

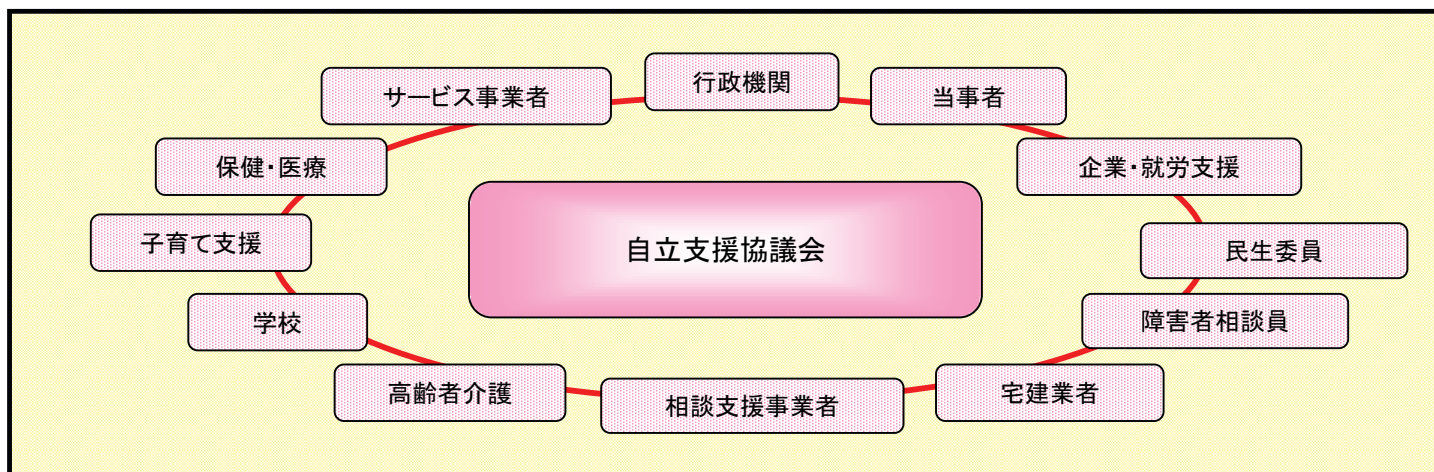
2 市町村は、基幹相談支援センターを設置することができる。

3 市町村は、一般相談支援事業を行う者その他の厚生労働省令で定める者に対し、第1項の事業及び業務の実施を委託することができる。

「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
 - これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



○「自立支援協議会」を法律上位置付け（平成24年4月1日施行予定）

障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。

※地域自立支援協議会の設置状況（平成22年4月現在。速報値）
都道府県100%、市区町村85%

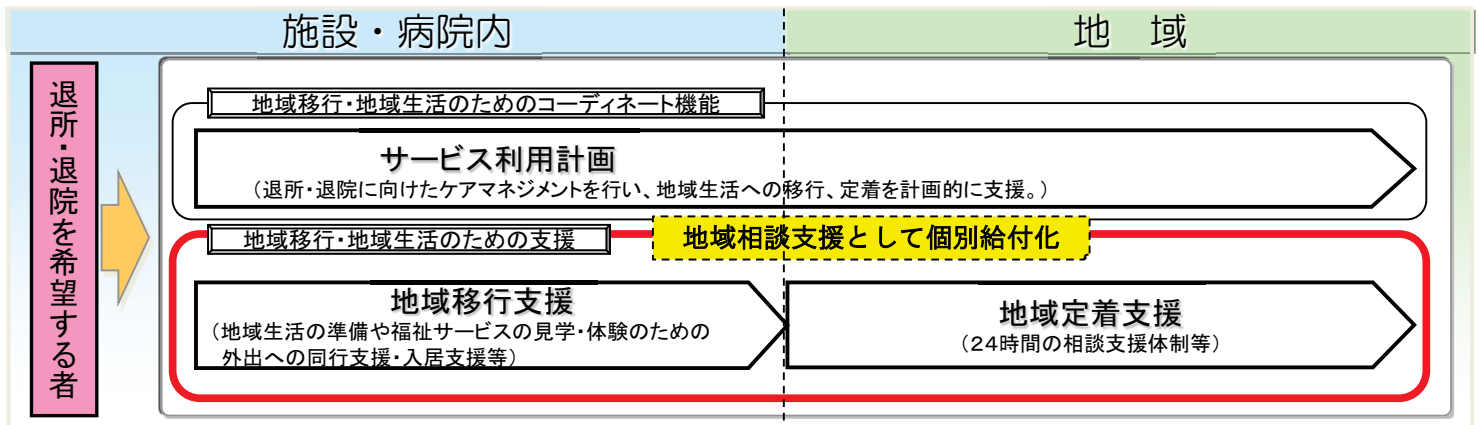
このため、これを担う自立支援協議会について、設置促進や運営の活性化のために法律上位置付けることとされた。

自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。

この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、県、市町村においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、「第三期障害福祉計画（平成24年度～）」の作成に当たっても、自立支援協議会の意見を聴くよう努める必要がある。

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

- 地域移行支援
施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。
→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
 - 地域定着支援
居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。
→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。
- ※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。
- ※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。



○地域移行支援・地域定着支援の個別給付化（平成24年4月1日施行）

地域移行支援や地域定着支援について、これまで補助事業として実施してきた内容を個別給付化し、地域移行の取組みを強化することとされている。

地域移行支援は、障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害者に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものである。

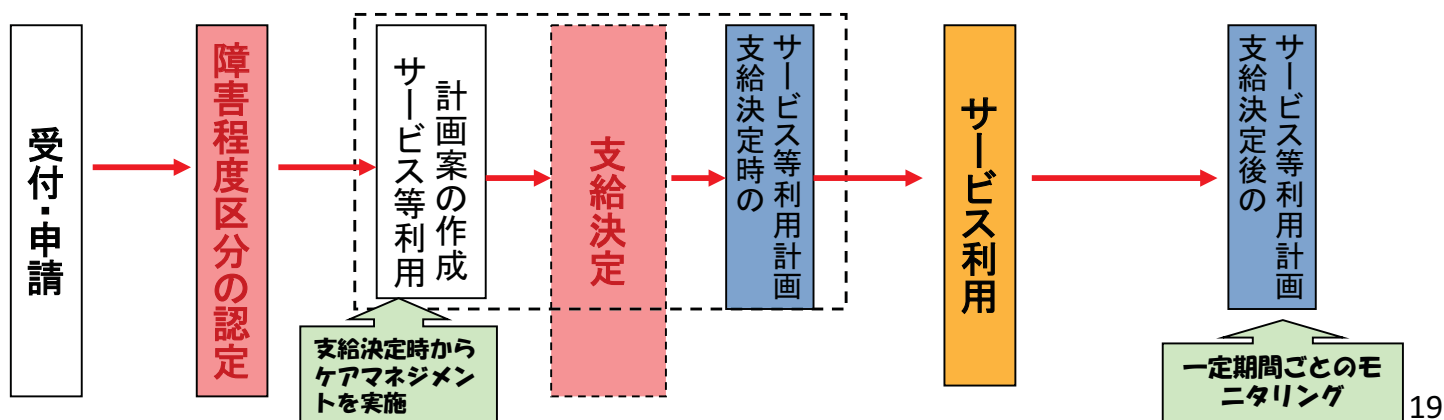
また、地域定着支援は、居宅で一人暮らししている障害者等に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行うものである。

地域移行支援・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」は都道府県が指定することとされており、その指定基準は後日示される予定である。

なお、整備法附則第15条に基づき、施行（平成24年4月1日）の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなされるが、サービス等利用計画は、「指定特定相談支援事業者」でなければ作成できないことに留意されたい。

支給決定プロセスの見直し等

- 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行うこととする。
 - * 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
 - * 特定相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成することとする。
 - * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成するようにする方向で検討)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。



○支給決定プロセスの見直し等（平成24年4月1日施行）

支給決定プロセスについて、介護給付費等の支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直すとともに、現在、重度障害者等に限定されているサービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大することとされている。

サービス等利用計画の作成を担う「指定特定相談支援事業者」は市町村が指定することとされている。その指定基準は後日示されるが、市町村におかれては、今後、準備に遺漏無きようお願いしたい。

また、障害児についても、新たに、児童福祉法に基づき、市町村が指定する「指定障害児相談支援事業者」が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成することとされている。

※ 障害児については、居宅サービスの利用に係るものは障害者自立支援法に基づく「指定特定相談支援事業者」において、通所サービスの利用に係るものは児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」において、作成することとなるが、これらの事業者の指定基準を同様とすること等により、同一事業者が一体的に計画を作成するようする方向で検討している。

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外である。なお、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障害児相談支援事業者」が作成する計画案に代えて、障害者自ら又は障害児の保護者が作成する計画案（セルフケアプラン）を提出できることとしている。

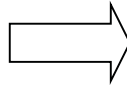
「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

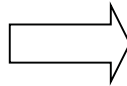
市町村／指定相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画

指定相談支援事業者
※事業者指定は、都道府県知事が行う。
○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング
○障害者・障害児等からの相談

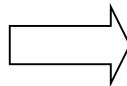


指定特定相談支援事業者
※事業者指定は、市町村長が行う。
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

地域移行支援・地域定着支援

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)
○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



指定一般相談支援事業者
※事業者指定は、都道府県知事が行う。
○地域相談支援(個別給付)
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

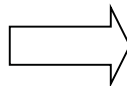
「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村／指定相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

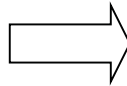


市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可
○障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス等利用計画等

居宅サービス

指定相談支援事業者
※事業者指定は、都道府県知事が行う。
○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング
○障害者・障害児等からの相談

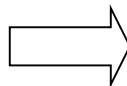


指定特定相談支援事業者
※事業者指定は、市町村長が行う。
○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

通所サービス

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)



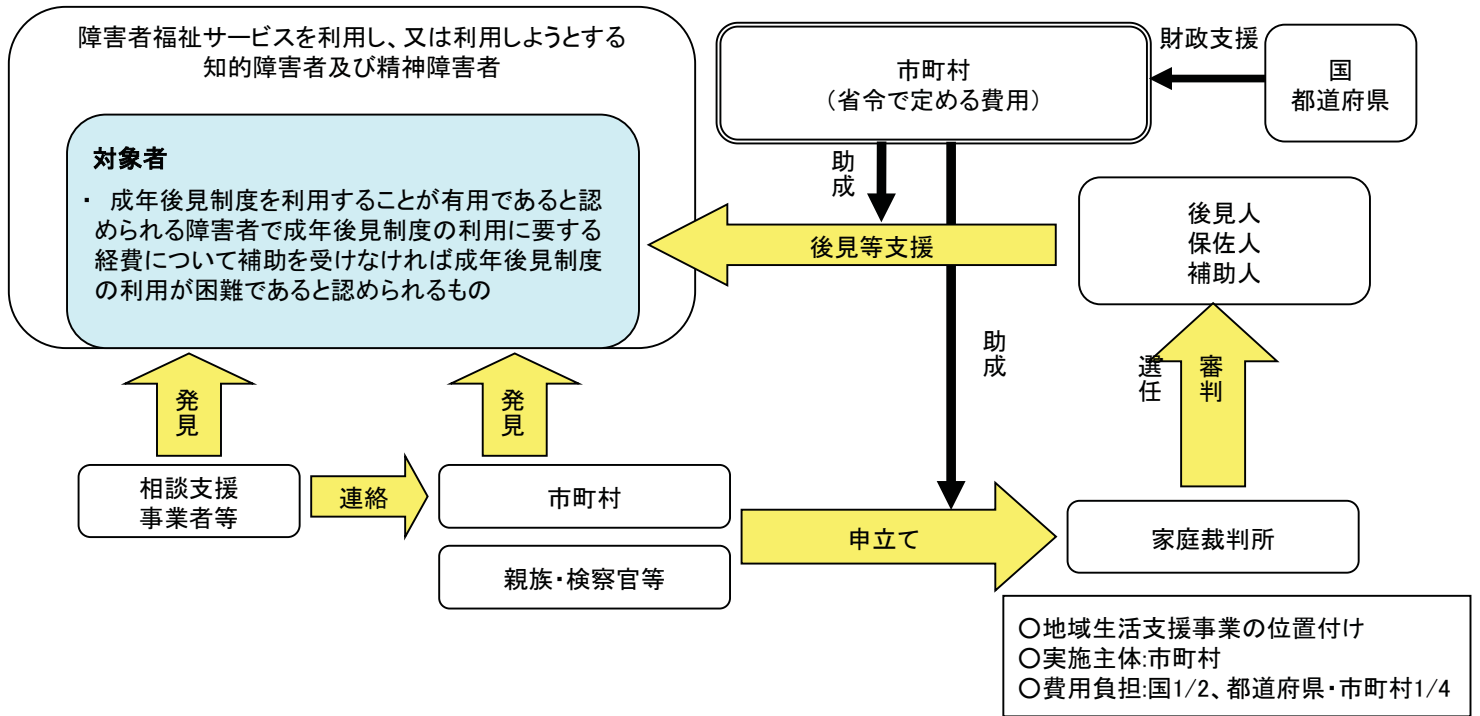
創設
障害児相談支援事業者(児)
※事業者指定は、市町村長が行う。
○障害児相談支援(個別給付)
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

- 成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業を必須事業化。
- 対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



○成年後見制度利用支援事業の必須事業化について (平成24年4月1日 施行予定)

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業とすることとされている。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものとされている。

なお、補助の対象となる費用等は、予算編成等を踏まえながら順次示される予定である。

○ スケジュール 平成24年4月施行分(相談支援体制)

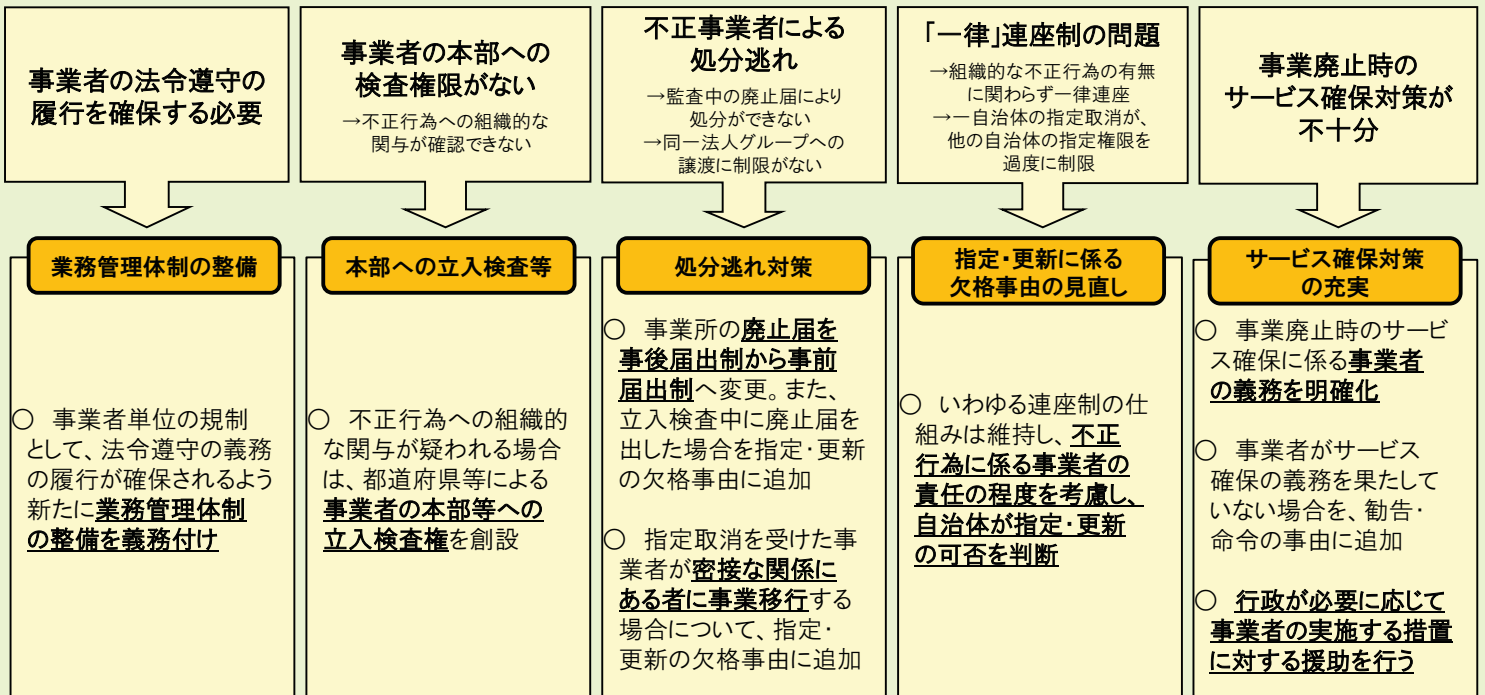
	平成23年									
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
相談支援体制の充実	○主管課 長会議				○地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の支給対象者、指定基準（人員、運営基準等）に係る基本的枠組み案の提示 ○相談支援従事者研修事業実施要綱改訂版の送付 ○基幹相談支援センターの業務内容、体制等に係るイメージの提示	○報酬算定構造案の提示	○システムインターフェース仕様書案公開	○請求明細書等の様式案の提示		
	平成23年				平成24年					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
	○指定基準省令、相談支援従事者に係る告示案の提示 ○解釈通知改訂案の提示 ○事務処理要領改訂案の提示			○報酬案の提示 ○留意事項通知案の提示	○政省令案の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領改訂版の送付	(施行)			
				(市町村) ※地域相談支援申請受付開始 → 支給決定 (都道府県及び市町村) 事業者指定（準備行為を含む。） ※既存の指定相談支援事業者：みなし指定（指定一般相談）						

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

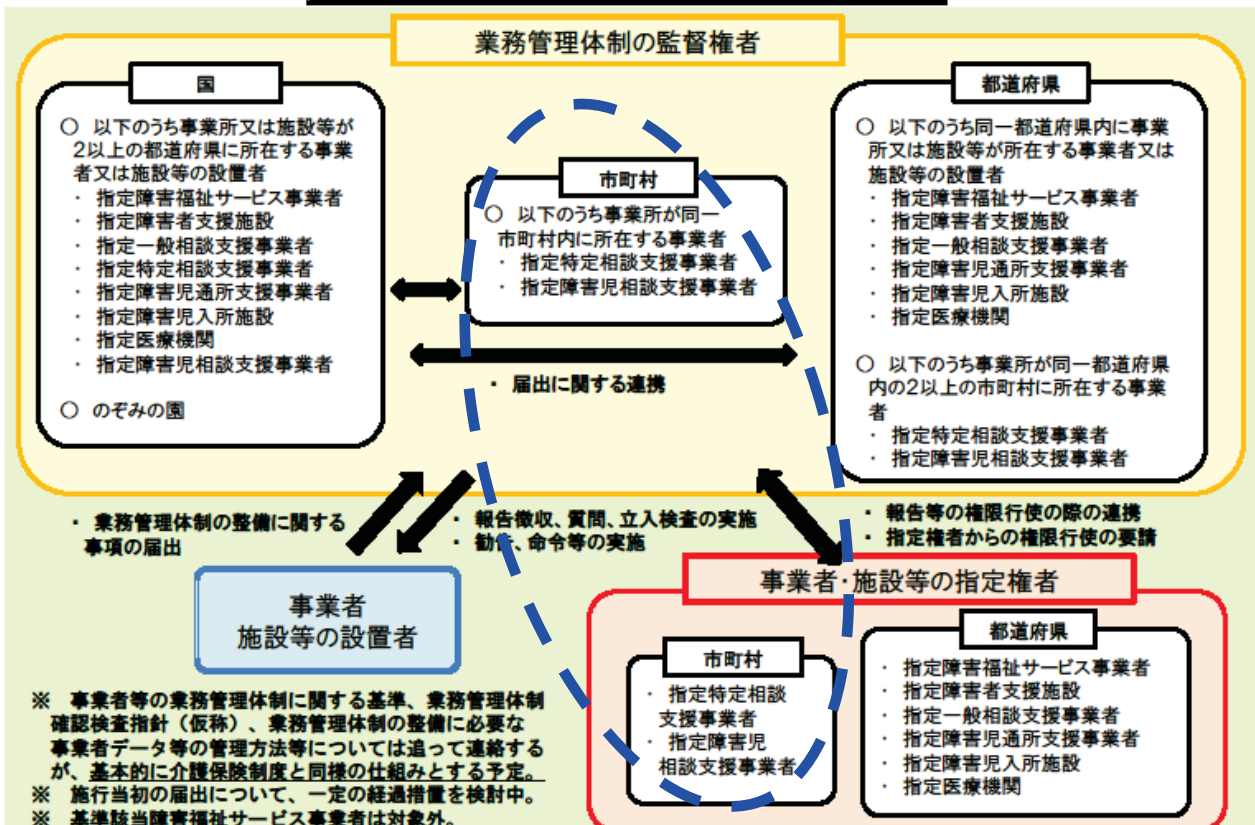
障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



事業者の業務管理体制の監督体制



○事業者の業務管理体制の整備等

- 障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、法人本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正
- 市町村に、事業所指定権、監督権が付与される。（指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所に係るもの）

○ スケジュール 平成24年4月施行分(事業者管理体制整備)

	平成23年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	事業者の業務管理体制の整備	○主管課長会議				○業務管理体制の整備に係る届出事務、確認検査等の基本的枠組み案の提示		
平成23年				平成24年				
10月		11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	○確認検査指針案等の提示				○政省令・告示案の提示 →パプコメ	○政省令・告示の公布 ○確認検査指針等の送付 ○業務管理体制データ管理システム整備（～9月）	（施行） （都道府県及び市町村） 届出受付開始	

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

⑤ 障害児支援の強化

(施行期日)
平成24年4月1日施行

児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

(20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。)

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

- 保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』の中での議論)

- 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

障害児支援の強化

(1) 障害児通所支援（児童福祉法第6条の2等）

- ① 通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援（センター）」「医療型児童発達支援（センター）」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 新たに、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」を創設する。
- ③ 給付についての実施主体を、市町村とする。

(2) 障害児入所支援（児童福祉法第7条等）

- ① 入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。
- ② 在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、この基準の設定に当たって配慮等を行う。

<通所による支援の見直し>

通所による支援については、障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、障害児通所支援に再編することとされている。その際、現在、肢体不自由児通園施設において、肢体不自由についての治療を行っていることを踏まえ、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」と、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う「医療型児童発達支援」に分けることとされているが、再編後も、障害特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、児童発達支援は、児童福祉施設に位置付けられた「児童発達支援センター」で行われるほか、児童発達支援センター以外の場所でも行うことができることとされている。この具体的なサービス内容や実施基準等については、後日示される。

また、児童発達支援センターについては、児童発達支援を行うだけでなく、地域の療育を担う中核的な役割を付与する方向で検討している。

その他、放課後や夏休み等における居場所の確保を図る観点から、就学している障害児に対して、単なる居場所としてだけでなく、必要な訓練や指導などの療育を行うものとして、「放課後等デイサービス」を実施することとしている。これに伴い、現在、障害自立支援法に位置付けられている児童デイサービスは、改正後は、児童福祉法に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービスとして実施されることとなる。

また、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごしていけるようにすることは重要であるが、障害児にとっては専門的な指導や支援を受けることも必要であることを踏まえ、保育所等に通う障害児に対する支援を充実するため、障害児施設の職員等が保育所等を訪問し、障害児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」を創設することとしている。

<通所支援の実施主体>

在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていること等を踏まえ、障害児通所支援については、障害児の保護者の居住地が所在する市町村を実施主体とすること。

● 新児童福祉法 第21条の5の5第2項

通所給付決定は、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。
ただし、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。

【通所給付決定に係る経過措置について】

※障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る支給決定を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、児童福祉法に基づく通所給付決定を受けたものとみなされる。（整備法附則第23条第1項）

※県から施設給付決定（通所のみによる利用に係るものに限る。）を受けている者は、施行日に、市町村から通所給付決定を受けたものとみなされる。（整備法附則第23条第3項）

※このみなし通所給付決定により利用できるサービスの種類及びその有効期間については、政令で定める。

【事業者指定に係る経過措置について】

※障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る指定を受けている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされる。（整備法附則第22条第1項）

※肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）に係る指定を受けている者は、施行日に、医療型児童発達支援に係る指定を受けたものとみなされる。（整備法附則第22条第3項）

※いずれも施行日から1年以内の省令で定める期間内に指定の申請をしないときは、当該期間の経過によって、みなし指定の効力は失効となることに留意されたい。

【障害児通所事業等の開始に係る届出に係る経過措置】

※障害者自立支援法に基づき児童デイサービスに係る事業の開始に係る届出をしている者は、施行日に、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る事業の開始の届出をしたものとみなされる。（整備法附則第33条第1項）

※障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る設置の届出等をしている者は、施行日に、障害児通所事業等の開始の届出をしたものとみなされる。（整備法附則第33条第2項）

※現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って肢体不自由児施設（通所のみにより利用されるものに限る。）を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って児童発達支援センターを設置しているものとみなされる。（整備法附則第34条第2項）

＜入所による支援の見直し＞

入所による支援についても、障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編することとされている。その際、通所による支援と同様、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う「障害児入所支援（福祉型）」と、これらの支援とともに知的障害、肢体不自由又は重症心身障害についての治療を行う「障害児入所支援（医療型）」に分けることとしているが、再編後も、知的障害、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害といったそれぞれの障害の特性に応じた適切な支援が確保されなければならないものとされている。

なお、具体的な実施基準等については、後日示されるが、入所による支援の見直しに関しては、以下の事項に留意されたい。

ア 都道府県を引き続き実施主体とすること。

イ 都道府県等が引き続き障害児入所施設による支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該入所者からの申請により満20歳に達するまで障害児入所施設による支援を受けることができること。

【入所給付決定に係る経過措置について】

※県から施設給付決定（通所のみによる利用に係るものを除く。）を受けている者は、施行日（平成24年4月1日）に、入所給付決定を受けたものとみなされる。（整備法附則第26条）

※ みなし入所給付決定の有効期間は、現に受けている施設給付決定の有効期間の残存期間と同一の期間となる。

【障害児入所施設の設置に係る届出に係る経過措置】

※現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って施設を設置している者は、施行日に、必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。（整備法附則第34条第1項）

<在園期間の延長措置の見直し>

今般の改正により、これまで児童福祉法による支援を行っていた**18歳以上の障害児施設入所者**については、子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、より適切な支援が行われるようにする観点から、**障害者自立支援法で対応するよう見直しを行うこととされている。**

この見直しに伴い、**障害児施設入所者が、引き続き障害者支援施設に入所する場合については、当該入所者が18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地が所在する市町村が実施主体となるので留意されたい。**

また、この見直しに当たっては、障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用することとなる場合、必要とする障害福祉サービスが適切に提供されるよう、障害福祉サービスの事業の基準の設定に当たって適切な配慮等を行うこととされている。その具体的な内容等については、後日示されるが、特に重症心身障害者について十分配慮したうえで、支援の継続性を確保するための措置や、**現在入所している者が退所させられることがないようするための措置を行うこととされている。**

<在園期間の延長措置の見直し後の実施主体>

● 新障害者自立支援法 第19条第4項

前二項の規定にかかわらず、児童福祉法第24条の2第1項若しくは第24条の24第1項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定により措置（同法第31条第4項の規定により同法第27条第1項第3号又は第2項に規定する措置とみなされる場合を含む。）が採られて第5条第1項の厚生労働省令で定める施設に入所していた障害者等が、継続して、第29条第1項若しくは第30条第1項の規定により介護給付費等の支給を受けて、身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項の規定により入所措置が採られて又は生活保護法第30条第1項ただし書の規定により特定施設に入所した場合は、**当該障害者等が満十八歳となる日の前日に当該障害者等の保護者であった者（以下この項において「保護者であった者」という。）が有した居住地の市町村が、支給決定を行うものとする。**ただし、当該障害者等が満十八歳となる日の前日に保護者であった者がいないか、保護者であった者が居住地を有しないか、又は保護者であった者の居住地が明らかでない障害者等については、当該障害者等が満十八歳となる日の前日におけるその者の所在地の市町村が支給決定を行うものとする。

【在園期間の延長の見直しに係る経過措置について】

障害福祉サービスへの移行に係る手続の省略

在園期間の延長の見直しによって、障害児施設への入所ができなくなり、継続して障害福祉サービス（施設入所支援や療養介護）を利用する必要がある者については、一定の期日までに申出をした場合（※）、市町村は、障害程度区分の認定、支給要否決定等の手続を省略して支給決定を行う。（整備法附則第35条）

※施行日（平成24年4月1日）に18歳以上である者が施行日において障害児施設への入所ができなくなる場合は施行日までに、施行日に18歳未満である者が施行日以後に18歳となることに伴い障害児施設への入所ができなくなる場合は18歳となる日までに申出を行う必要がある。

現に在園期間の延長等により知的障害児施設等に入所等又は児童デイサービスを利用している20歳未満の者に係る経過措置について

現に在園期間の延長により知的障害児施設等に入所等をしている20歳未満の者については、施行日に、入所給付決定を受けたものとみなされる。（整備法附則第30条）

また、利用年齢に関する特例により児童デイサービスを利用している20歳未満の者については、施行日に、通所給付決定を受けたものとみなされる。（整備法附則第23条第2項）

※この経過措置によって入所等を継続した者についても、その在園期間は20歳までであることに留意されたい。

障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 新 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

○ 沖縄県内の障害児施設(平成23年2月1日現在：障害保健福祉課所管)

ア、知的障害児施設(児童福祉法第42条)

知的障害児を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設

	施設名	法人名	認可(施設)年月日	定員	利用人数	事業所所在地	電話番号
1	沖縄中央育成園 あさひ寮(併設)	社会福祉法人育成福祉会	昭和47年6月1日	20	20(12)	南風原町字宮平548-1	098-889-4100 FAX889-7487
2	漲水学園(併設)	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業団	昭和47年3月27日	20	12(9)	宮古島市市平良字西仲宗根 745-5	0980-72-4960 FAX72-4961
3	そよかぜ寮(併設)	社会福祉法人袋中國	昭和52年4月1日	30	28(18)	糸満市字阿波根567	098-994-5134 FAX994-9440
4	名護わかば園 (併設)	社会福祉法人名護学院	昭和52年4月1日	40	41(19)	名護市字瀬嵩446-1	0980-43-0057 FAX55-8077
合計				110	101(58)		

※()は総数中措置児童数

イ、肢体不自由児施設(児童福祉法第43条の3)

上肢、下肢または体幹の機能の障害(肢体不自由)のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設

	施設名	法人名	認可(施設)年月日	定員	利用人数	事業所所在地	電話番号
1	沖縄整肢療養園	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会	昭和35年2月29日	(入)50 (通)30	(入)22(7) (通)19(0)	那覇市寄宮2-3-1	098-832-3283 FAX835-1291
2	沖縄小児発達セン ター	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会	昭和53年7月1日	(入)30 (通)30	(入)29(3) (通)32(0)	沖縄市字比屋根5-2-1 7	098-932-6077 FAX933-7991
3	独立行政法人 国立病院機構沖縄病院	独立行政法人国立病院機構	昭和54年4月1日	(入)40	(入)2(0)	宜野湾市我如古3-20- 4	098-898-2121 FAX897-9838
合計				(入)120 (通)60	(入)53(10) (通)51(0)		

※()は総数中措置児童数

ウ、重症心身障害児施設(児童福祉法第43条の4)

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設

	施設名	法人名	認可(施設)年月日	定員	利用人数	事業所所在地	電話番号
1	沖縄療育園	社会福祉法人沖縄県社会福 祉事業団	昭和47年3月16日	100	92(4)	浦添市字経塚714	098-877-3478 FAX877-6170
2	名護療育園	社会福祉法人五和会	昭和57年4月1日	80	80(2)	名護市字宇茂佐1765	0980-52-0957 FAX53-1351
3	独立行政法人 国立病院機構琉球病院	独立行政法人国立病院機構	昭和51年7月1日	80	78(2)	金武町字金武7958-1	098-968-2133 FAX968-2679
4	若夏愛育園	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会	平成6年4月1日	90	85(10)	那覇市寄宮2-3-1	098-832-3283 FAX832-1291
5	周和園	〃	平成13年10月1日	50	50(1)	沖縄市字比屋根5-2-1 7	098-932-6077 FAX933-7991
合計				400	385(19)		

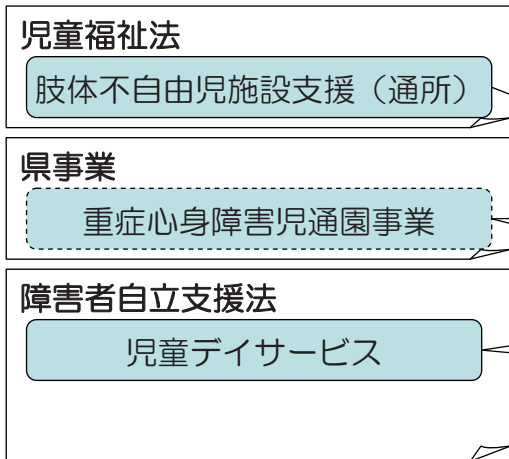
※()は総数中措置児童数

○重症心身障害児(者)通園事業実施施設一覧

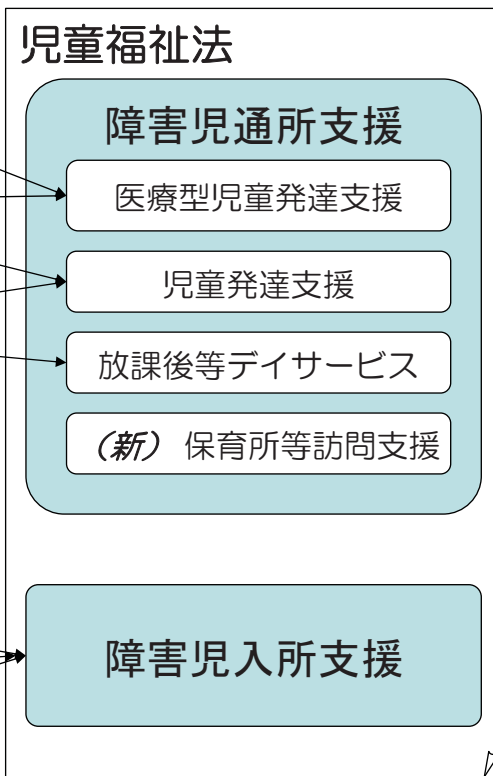
施設名	重症心身障害児 (者)A型通園事業 「アンデルセン」	重症心身障害児 (者)通園事業 「ひまわり」	若夏愛育園 通園事業 「たいよう」	重症心身障害児 (者)通園事業 「なのはな」	重症心身障害児 (者)通園事業 「ピノキオ」	重症心身障害児 (者)通園事業 「イソップ」
本体種別	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設	知的障害者更生施設	重症心身障害児施設	重症心身障害児施設
本体施設名	沖縄小児発達センター	名護療育園	若夏愛育園	みなみの里	沖縄療育園	周和園
運営主体	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協 会	社会福祉法人 五和会	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協 会	社会福祉法人 志紋福祉会	社会福祉法人 沖縄県社会福祉事業 団	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協 会
郵便番号	904-2173	905-0006	902-0064	901-0333	901-2111	904-2173
住所	沖縄市字比屋根629	名護市宇茂佐1765	那覇市寄宮2-3-1	糸満市字摩文仁207	浦添市字経塚714	沖縄市字比屋根629
電話番号	098-932-6077	0980-52-0957	098-832-3283	098-997-3900	098-877-3478	098-932-7766
開設年度	平成11年 (13年にA型移行)	平成8年	平成10年	平成14年	平成16年	平成16年
備考	A型(定員15名)	B型(定員5名)	B型(定員5名)	B型(定員5名)	B型(定員5名)	B型(定員5名)

○障害児サービスの見直し（県内）

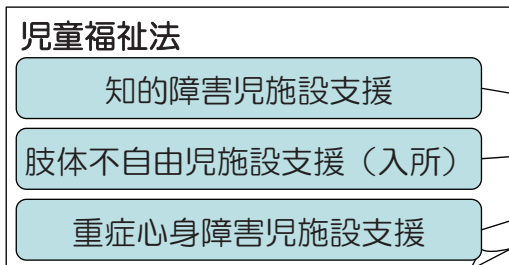
<通所サービス>



平成24年4月1日～

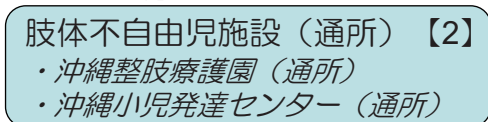


<入所サービス>



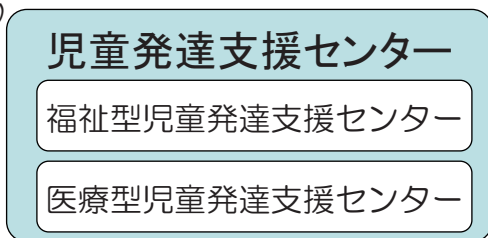
○児童福祉施設（障害児に係るもの）の見直し（県内）

<通所>

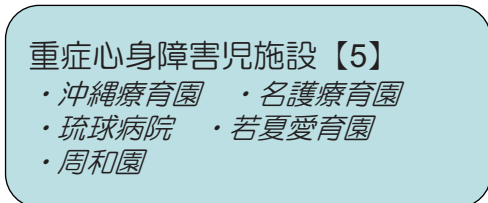
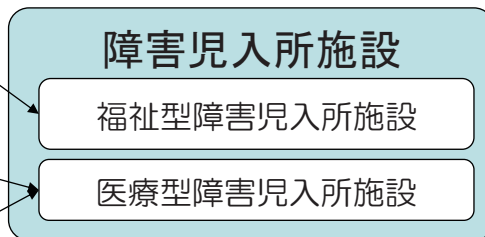
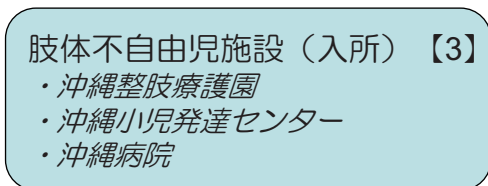
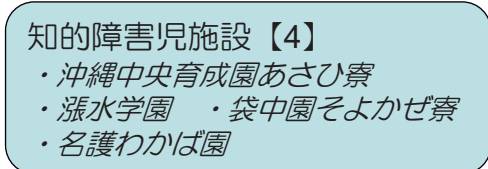


(現時点で未定)

平成24年4月1日～

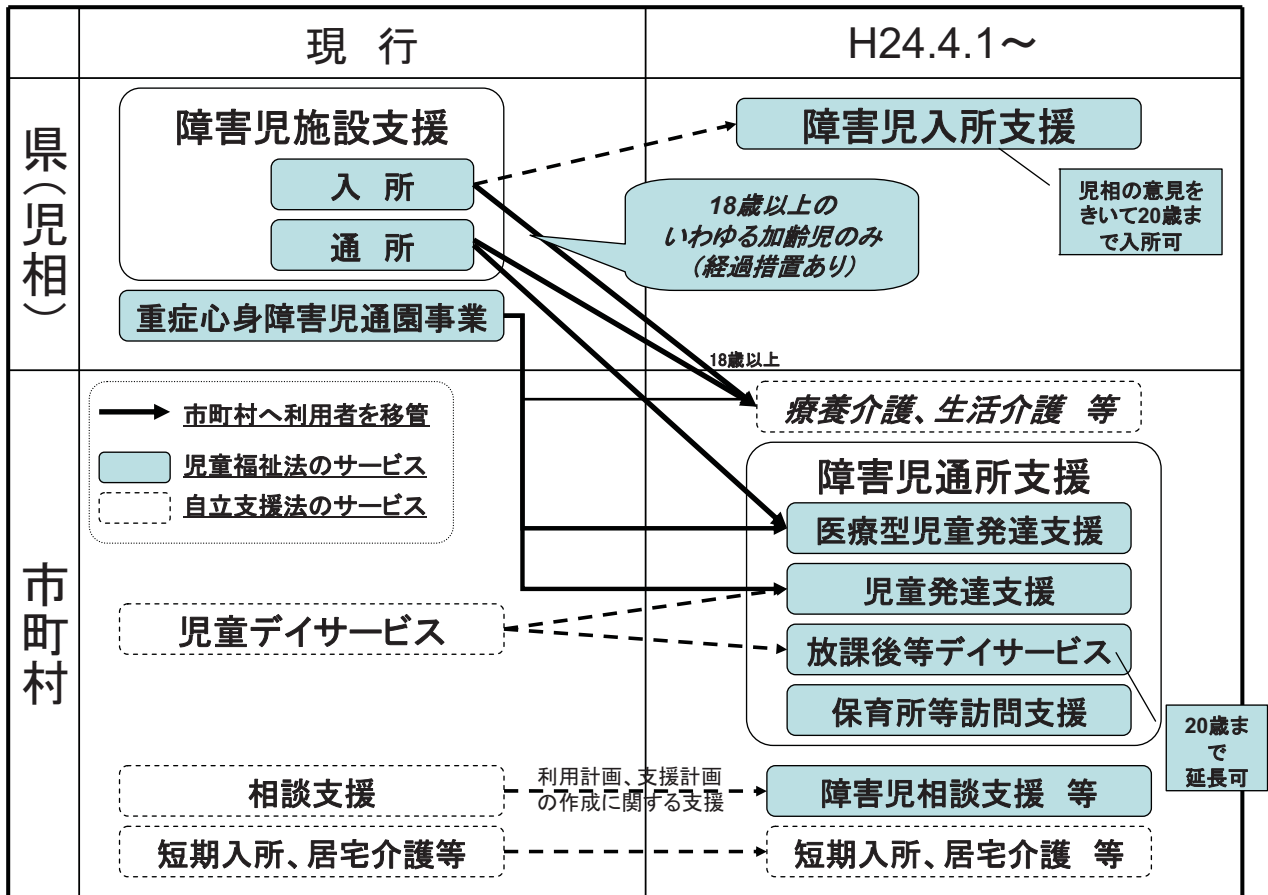


<入所>



※現時点で想定されるもの

○障害児サービス利用者の市町村移管について



○新児童福祉法施行後の障害児福祉サービスの変更点等

現在利用しているサービス	H24.4.1において	窓口	新サービス		継続したサービス利用に必要な支給決定等	備考
			サービス名	根拠法		
障害児施設支援(入所)	18歳未満	児相(現行と同じ)	障害児入所支援	児童福祉法	みなし入所給付決定(ただし、満18歳以降も引き続き同様のサービスを利用する場合は、その前日までに、市町村による介護給付決定が必要となる。)	措置の場合、児童は児相、者は市町村による「みなし措置」となる。
	18歳以上	児相→市町村	療養介護、生活介護、施設入所支援等	自立支援法	H24.4.1の前日までに介護給付決定(ただし通常の手続きは省略)	
障害児施設支援(通所)	18歳未満	児相→市町村	障害児通所支援	児童福祉法	みなし通所給付決定	措置の場合、市町村による「みなし措置」となる。
	18歳以上	児相→市町村	療養介護、生活介護等	自立支援法	H24.4.1の前日までに介護給付決定が必要	
重症心身障害児通園事業	18歳未満	児相→市町村	障害児通所支援	児童福祉法	H24.4.1の前日までに通所給付決定が必要	
	18歳以上		療養介護、生活介護等	自立支援法	H24.4.1の前日までに介護給付決定が必要	
児童デイサービス		市町村(現行と同じ)	障害児通所支援	児童福祉法	みなし通所給付決定	
介護給付(居宅介護、行動支援、短期入所等)			現行と同じ(自立支援法)			
日中一時支援事業の一部(学齢児のみ)		市町村(現行と同じ)	障害児通所支援(放課後等デイサービス)	児童福祉法	H24.4.1の前日までに通所給付決定が必要	放課後等デイサービスに移行しない場合もあり?
相談支援		市町村(現行と同じ)	地域相談支援給付	自立支援法	地域相談支援給付の支給決定が必要	
			計画相談支援給付	自立支援法	計画相談支援給付の支給決定が必要	
			障害児相談支援給付	児童福祉法	障害児相談支援給付の支給決定が必要	
自立支援医療			現行と同じ(自立支援法)			
補装具			現行と同じ(自立支援法)			

※みなしの場合でも、新たな費用負担の決定は必要

○ スケジュール 平成24年4月施行分(障害児支援の強化)

	平成23年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
障害児支援の強化	○主管課 長会議				○障害児通所支援及び障害児 入所支援のサービス内容、 支給対象者、支給要件等の 基本的枠組み案の提示 ○障害児通所支援の市町村移 管に伴う事務大要案の提示 ○18歳以上の施設入所障害 児の障害福祉サービスへの 移行に伴う事務大要案の提 示	○報酬算定 構造案の 提示	○システムイ ンタフェー ス仕様書案 公開	○請求明細書 等の様式案 の提示
	平成23年				平成24年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
	○最低基準省令、 指定基準省令 案の提示 ○解釈通知改訂 案の提示 ○事務処理要領 案の提示			○報酬案の提 示 ○留意事項通 知案の提示	○政省令・告示案 の提示 →パブコメ	○政省令・告示の公布 ○解釈通知改訂版の送 付 ○留意事項通知の送付 ○事務処理要領の送付	(施行)	
				(都道府県及び市町村) ※障害児通所支援 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定(みなし)		(都道府県及び市町村) ※18歳以上の施設入所障害児 都道府県から市町村への受給者情報移管 → 市町村における支給決定		
				(都道府県等) 事業者指定(準備行為を含む。) ※既存の指定知的障害児施設等：みなし指定				

注 現時点での案であり、今後変更することがあり得る。

○ 障害者虐待防止対策等について

障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)

平成22年6月7日 障がい者制度改革推進会議

第3 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

4. 個別分野における改革の基本的方向と今後の進め方

6) 虐待防止

(推進会議の問題認識)

入所施設、家庭内、学校、労働現場、精神科病院等の医療現場等において障害者に対する虐待の例もみられるところであり、虐待の防止やその救済等に関する法整備が急務となっている。立法府においては、障害者の虐待防止に係る制度の法制化に向けた検討がなされているが、今後の法整備に当たっては、政府が行う場合も含め、次の方針に沿って検討されるべきである。

(防止すべき虐待行為)

・ 防止すべき虐待行為は、身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、放置、経済的搾取の五つの場合とする。

(虐待行為者の範囲)

・ 障害者の生活場面に直接的に直接かかわりをもつ親族を含む介助者、福祉従事者、事業所等の使用者(従業員を含む。)に加えて、外部からの発見が困難な学校や精神科を始めとする病院等における関係者についても範囲に含める。

(早期発見・通報義務)

- ・ 虐待の事実を早期に発見できるようにする観点から、障害者の生活に関連する者等に対し、早期発見を促す仕組みとする。
- ・ 虐待の発見者に対して、救済機関への通報義務を課すとともに、当該通報者の保護のための措置を講ずる。

(救済措置の在り方)

・ 実効性のある救済を行うためには、事実確認、立入検査、一時保護、回復支援等のほか、必要な場合には、強制力を伴った措置を講ずる。

(監視機関の在り方)

・ 障害者権利条約の趣旨を踏まえ、虐待を未然に防止するため、効果的な監視が可能な体制を整える。

【厚生労働省・文部科学省】

(政府に求める今後の取組に関する意見)

○ 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

虐待防止に関する立法の動向

- 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年11月9日法律第124号)
- 障害者の虐待防止に関する立法
 - ・平成21年7月9日(第171回通常国会) 民主党、社会民主党、国民新党 衆議院に提出
「障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案」
 - 平成21年7月の衆議院の解散に伴い廃案
 - ・平成21年7月9日(第171回通常国会) 自由民主党、公明党 衆議院に提出
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」
 - 平成21年7月の衆議院の解散に伴い廃案
 - 平成21年11月25日(第173回臨時国会) 衆議院に再提出、継続審議
(再提出の際には、みんなの党も提出会派として追加)
 - 平成22年6月16日 国会閉会 継続審議

<自民・公明案>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

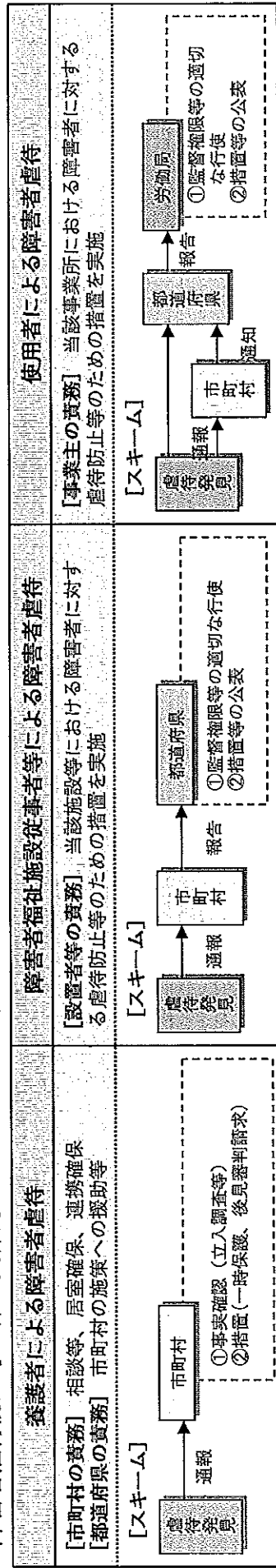
障害者に対する虐待が障害者の人権を著しく侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えていること等にかんがみ、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置、養護者に対する支援等のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神的障害のため継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける者という（障害者基本法2条）。
- 2 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 3 障害者虐待の種類は、①身体的虐待、②心理的虐待、③性的虐待、④経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 学校、保育所等及び病院又は診療所における障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び病院又は診療所の管理者に義務付ける。

その他

- 1 都道府県の施設又は部局に、障害者虐待の窓口・調整等を行う「障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 障害者虐待の防止等に関する制度については、この法律の施行後3年を目途に検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。
- 3 平成22年4月1日から施行する。

※ 家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、要介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(民主党・社会民主党・国民新党が提出した法案)

障がい者虐待の防止、障がい者の介護者に対する支援等に関する法律案の概要

目的

障がい者に対する虐待が深刻な状況にあり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、虐待の禁止、国等の責務、障がい者保護のための措置、介護者支援のための措置等を定めるとともに、障がい者虐待の防止、介護者支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障がい者」とは、身体・知的・精神障害があるため、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける者を用いる（障害者基本法2条）。
- 2 「障がい者虐待」とは、①介護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。
- 3 障がい者虐待は、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待の5類型

障がい者虐待防止・介護者支援センター

市町村及び都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待に関する通報窓口、相談等を行う「障がい者虐待防止・介護者支援センター」としての機能を果たさせる。

虐待防止施策

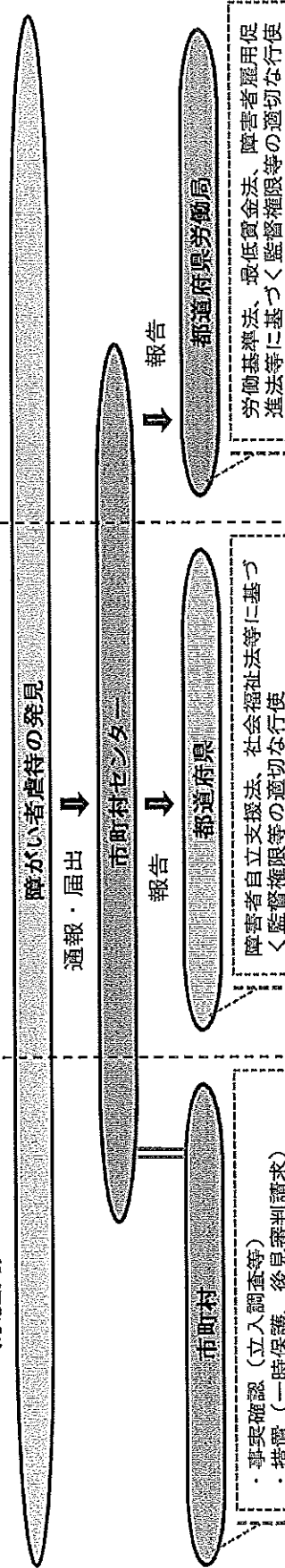
1 障がい者に対する虐待の禁止規定、虐待の防止等に係る国等の責務規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定、介護者支援のための措置に関する規定、公表規定等を置く。

2 障がい者虐待の防止等に係る具体的スキーム

(家庭内)

(障がい者福祉施設等)

(事業所)



3 学校、保育所等及び医療機関における障がい者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務づける。

定義

- 1 平成22年4月1日から施行する。
- 2 障がい者に対する虐待の防止等に関する制度については、施行後3年を目途に検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障がい児には児童虐待防止法を、施設入所等の障がい者には施設等の種類に応じたこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障がい者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。